

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	
18	3 コミュニティー施設	農村環境改善センター	村上農村環境改善センター	H9	○				⑫検討	必要な維持補修を行い、現状の管理運営を継続する。令和6年度中に地域コミュニティ施設として用途変更に向けて関係課と検討する。また、継続して指定管理者制度の導入を検討する。	施設の在り方を検討			●	→				
											指定管理導入検討								
											方針決定							●	
19	3 コミュニティー施設	農村環境改善センター	神林農村環境改善センター	S57	○			○	③現状維持 ↓ ⑫検討	農村環境改善センター内に神林地区公民館の機能を併設している。教育財産（公民館）として管理した場合の有効性を検討する。	施設運営方針の検討		●	→	→				
20	3 コミュニティー施設	農村環境改善センター	上助渕コミュニティセンター	H16				○	③現状維持 ↓ ⑫検討	地元への移譲、廃止を含め、地元との協議により現在の指定管理期間中に方針を決定することとする。	指定管理			→	←				
		農村環境改善センターの数	3								地元住民との意見調整			●	→				
											方針決定					●			

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。